

固定資産税・都市計画税（家屋）の課税誤りについて

平成 30 年度、平成 31 年度及び令和 2 年度の固定資産税・都市計画税において、平成 26 年及び平成 27 年新築家屋の一部で課税額が過大となっていることが判明しました。

1 経緯

令和 2 年 4 月中旬、令和 3 年度評価替えに向けた作業中、任意抽出した家屋の計算過程に疑義が生じたためシステム事業者に対して検証を依頼したところ、平成 30 年度から令和 2 年度課税の計算過程に誤りがあることが判明しました。

2 原因

平成 26 年及び平成 27 年に新築された家屋の一部で、正式決定された補正率に加えて、仮の決定前補正率が評価額にシステム上で乗じられていました。また、処理に対する最終的な計算確認も不足していました。

3 棟数、納税義務者数及び過大税額

課税年度	棟数（棟）	納税義務者数（人）	固定資産税（円）	都市計画税（円）	合計（円）
平成30年度	1,140	985	3,991,016	1,057,701	5,048,717
平成31年度	1,140	986	4,719,202	1,057,701	5,776,903
令和2年度	1,139	985	5,301,601	1,057,660	6,359,261
合計	-	-	14,011,819	3,173,062	17,184,881

※税額は名寄せによる端数処理（100円未満切捨て）前の合計額

4 今後の対応

全ての修正確認作業が完了する 9 月上旬を目途に、課税誤りが判明した方に対して謝罪文、税額変更（決定）通知書、名寄帳兼課税台帳及び還付の案内などを送付します。

なお、平成 30 年度及び平成 31 年度分は還付、令和 2 年度過大税額については、第 3 期・第 4 期納付額を減額調整して対応します。